

第8回府中市障害福祉計画検討協議会 会議録

■ 日 時： 平成 18 年 12 月 7 日（木） 午後 3 時 00 分～5 時 00 分

■ 場 所： 府中市役所 北庁舎 3 階 第 4 会議室

■ 出席者： （敬称略）

＜委員＞

丸山一郎、松村英幸、原田美江子、雛倉佳代子、山内一也、望月友子、
西城智、佐藤一幸、西海洋一、津山信夫、千葉俊之

＜事務局＞

福祉保健部次長・障害者福祉課長・自立支援担当主幹

障害者福祉課長補佐・志摩主事・大木主事

株式会社生活構造研究所・柏木

■ 議 事 1 開会

2 議題

（1）府中市障害福祉計画検討協議会報告書（案）について

■ 資 料 資料 1 府中市障害福祉計画検討協議会報告書（案）

資料 2 平成 18 年度府中市障害福祉計画検討協議会主なご意見

資料 3 追加意見等

1 開会

事務局：於保副会長、正田委員、井上委員から欠席のご連絡をいただいています。

会長：傍聴を希望されている方がいらっしゃいます。よろしいですか。

（委員了承、傍聴者の入場）

2 議題

（１）府中市障害福祉計画検討協議会報告書（案）について

会長：本日が最終回となり、資料１の府中市障害福祉計画検討協議会報告書（案）について検討します。これは、本日の議論をもとに修正して、12月15日に府中市長に提出します。それでは、資料１について、事務局から説明をお願いします。

（事務局から、資料１について説明）

会長：短期間で修正したので、言葉の使い方など精査していない部分もあります。報告書の冒頭の「はじめに」ではポイントを書いています。１つ目のポイントは、「すべての障害のある人」が一人も欠けることのない計画づくりということであり、３障害はもちろん、福祉法で認定されていない高次脳機能障害、発達障害がある方なども対象にしています。２つ目は、府中市のサービスの水準を下げないということです。３つ目は、すべての施策における障害のある人への配慮ということです。「はじめに」では、協議会の総意として書いていますが、何かご意見はありますか。

会長：ご意見が出ないようなので、「はじめに」はこのままとします。お気づきの点があれば、途中でもご意見をいただきたいと思います。

会長：第１部では計画の枠組みが書かれています。第２部では、アンケートの結果やそこからの課題が書かれています。第３部では、基本理念・基本視点と目標が書かれています。第４部では、第１章で新しいサービスの説明が書かれ、第２章でサービスの見込量が書かれています。この数値は東京都との調整を終えていませんので、確定ではありません。第３章の「５ 現状のサービスの見直し」では、皆様にご議論していただいた内容が書かれています。報告書の中身について、何かご意見はありますか。

委員：62ページの「２ 社会資源の活用とNPO等との連携」に「障害者の地域生活や就労支援の市内関係機関が連携して体制をつくる」と書かれていますが、連携する主体は何ですか。

事務局：地域生活の支援をしながら、就労の支援をするという意味です。書き方を分かりやすく修正します。

会長：先ほど、言葉の使い方が精査されていないと言いましたが、「心身障害者」という言葉が使われているので、修正します。また、「障害者」は「障害がある人」、「障害のある市民」に修正します。第４部の62、63ページの「第３章 サービス見込量の確

保のための方策」の「5 現状のサービスの見直し」は皆様にご議論いただいた内容が書かれています。

委員：62 ページの「3 事業者・人材の育成の確保」に「障害者のケアマネジメントのできる人材の育成と確保が必要となっています」と書かれていますが、市内の施設の職員など、現場で働いている人を活用してください。また、「5 現状のサービスの見直し」に「車いすタクシー事業」を見直すと書かれていますが、現在、府中市でワンボックスタクシーのサービスを実施しているのは、1 事業者のみです。実施する事業者数が増えるように、府中市から働きかけてください。

会長：現場で働いている人をケアマネジャーに活用してほしいという趣旨ですが、事務局から何かありますか。

事務局：現場の方のスキルアップという書き方でよろしいですか。

委員：現在は、東京都が精神障害のある方のケアマネジメントの研修会を開いています。研修を受けた方には、東京都が資格を出しています。府中市は、その方々を活用するのか、独自で育成するのか、どちらですか。

会長：確保するということが書いてあるが、その際に特に注意する点はありますか。訓練を受けていない方は、採用すべきではないということですか。

委員：現場で働いている方を活用していただきたいと思います。

事務局：具体的にどの事業所の誰を活用するということは、時間も無いので検討していません。

委員：時間が無いということでは困ります。

事務局：実際の事業は、計画に書いた方向がもとになりますので、方向性としてご意見をいただきたいと思います。

委員：東京都の研修会への参加の有無は関係ないのですが、府中市が現場で働いている方をケアマネジャーとして活用していただきたいと思います。

会長：精神障害のある方については新しい取組ですので、特に注意する必要があるということを書きます。

委員：62、63 ページの第 4 部の「第 3 章 サービス見込量の確保のための方策」には、サービスの評価に当事者が参加できるようにということを書いてください。また、第 6 部「障害者計画に向けた課題」には、当事者の主体的参加という文言を入れてください。

会長：第 5 部「推進体制」の 70 ページの「(4) 障害福祉計画の推進機関の設置」と、第 6 部の 73 ページの「5 障害者計画策定・推進体制の整備」に、当事者が参加するということを書きます。

委員：よろしくお願いします。

会長：第 4 部の「第 3 章 サービス見込量の確保のための方策」には、皆様のご意見が入っていますか。資料 2 では、今までの協議会のご意見をまとめており、資料 3 では、前回の委員会後にいただいたご意見をまとめています。資料 2、3 の内容が報告書

に書かれているか、確認してください。

委員：資料２の「④」、「⑤」などは何ですか。

会長：協議会の回数です。

委員：第４部第３章の「１ 就労支援の充実」に、精神障害のある方のための就労支援センターを設置すべきということを書いてください。

会長：就労支援センターの機能は精神障害のある方も利用できるようにすべきである、ということを書きます。

委員：また、精神障害のある方の就労支援には、「ジョブコーチ」、「グループ就労」が必要なので、その文言も加えてください。

会長：しっかり理解していなくて申し訳ないですが、府中市には就労支援センターはあるのですか。

委員：三障害に対応できるということは、とても重要です。また、就労支援には、相談支援も含めて充実する必要があります。しかし、すぐに三障害に対応した就労支援センターを設置するのは難しいと思います。府中市では精神障害の方の活動も活発です。今ある機能がまとまって、専門的に支援できれば良いと思います。

会長：42 ページに「基本視点」の一つとして、「三障害同一水準の障害福祉サービスの提供」と書いています。しかし、特に強調すべき点は書きます。府中市には就労支援センターはないのですか。

委員：就労支援センターはありません。府中市立心身障害者福祉センターでは、市区町村就労支援事業として実施しています。しかし、精神障害の方への対応は相談のみとなっています。ですので、相談から一歩踏み込んで、専門的な就労支援を充実する必要があります。

会長：精神障害のある方への就労支援の体制を充実すべきである、ということを第４部第３章の「１ 就労支援の充実」に書きます。

委員：精神障害のある方が働けば、府中市には税金が入ります。ジョブコーチやグループ就労の場合は、支援する人材の技量が大切ですので、人材の育成に力を入れてください。

会長：第４部第３章の「３ 事業者・人材の育成と確保」に当たります。新しく対象になった精神障害のある方を取込む方法が重要です。具体的にどこに書くか検討します。資料３では、各委員から多くの意見が出されていますが、委員の趣旨は報告書に入っていますか。

委員：入っています。児童デイサービスなど幼児期からの支援体制は、当事者が力を発揮できるようになることの第一歩だと思います。将来の地域生活、就労にもつながります。また、早期療育は保護者へのフォローにもなります。

会長：児童デイサービスについて、報告書では書かれていますか。

委員：第４部の 53 ページに見込量が書かれています。

会長：早期療育については、障害者計画の内容ともなりますので、第６部でも書きます。

- 委員：府中市ではいじめの無い社会にしていく、ということを書くべきです。精神障害はいじめが原因になる場合もあります。
- 会長：検討します。
- 事務局：42 ページの「基本視点」の（２）には、「近年増加傾向にある自殺、ひきこもり等の社会問題に鑑み、支援体制の整備が求められています」と書かれています。
- 会長：障害のある人に焦点を置けば、いじめはなくなるという視点を持っています。
- 委員：しかし、実際にはいじめは多くあります。様々な障害がある方がいじめられています。
- 会長：そのような趣旨を書くようにします。委員の趣旨は報告書に入っていますか。
- 委員：ほとんど入っています。
- 会長：精神障害のある方の地域生活支援について、専門のサービスを確保するという点で具体的な文言があればご意見をください。
- 委員：もう少し時間をください。
- 会長：協議会が終了する頃までをお願いします。委員はいかがですか。
- 委員：資料３に意見を出させていただきました。すべての障害のある方を対象とした生活全般と就労を一体的に支援できるセンターを設置できれば良いと思います。しかし、現状では難しいので、就労支援から充実し、生活支援に広げていけば良いと思います。相談支援には障害種別ごとに専門的な知識が必要になりますので、常時、すべての障害のある方の相談を受けることができる体制が望ましいと思います。
- 委員：42 ページの「基本視点」の「（１）すべての市民のための計画づくり」、「（２）『すべての障害のある人』が一人も欠けることのない計画づくり」では、障害に対する理解を呼びかけており、とても重要な視点だと思います。しかし、子どもの教育の中でも、その視点は重要ですので、（１）の「より多くの市民の理解」という文言の前に、「子どもも含めて」という文言を追加してください。また、70 ページの「（５）高次脳機能障害・発達障害のある人への対応」では、「市としても東京都との連携を図りながら対応していきます」と書かれています。しかし、国、東京都は発達障害から２次的な障害を防ぐための療育については、市区町村レベルで取組んでほしいと考えています。今できることは、療育を手厚く適切に行い、周りの環境が理解することです。ですので、府中市が独自に取組んで、支援体制を充実してほしいと思います。
- 事務局：発達障害の支援センターは東京都に１つしかないですが、東京都は市区町村ごとに設置する必要があると言っています。しかし、専門的な知識を持った方が必要ですので、現時点では市独自で運営するノウハウはありません。
- 委員：支援センターを市独自で設置するのは良いことですが、難しいと思います。保健福祉センター、児童デイサービスの提供事業所などの連携を強化して、発達障害などの子どもを様々なところで受け入れることが重要です。保育園も理解して、しっかりとサポートする必要があります。そういった取組みを投げかけるだけでも、かな

り違ってくると思います。

事務局：現在、府中市では保健所の跡地で支援を行っています。それを具体的にどのような事業に展開するかが課題です。

会長：既存のサービスを提供している方が、発達障害などにも積極的に取り組むべきである、というように書いてはいかがですか。

委員：良いと思います。現在、子どもに関わっている人が、そのことを理解して、何とかしていこうという意味を持つだけで、まったく違います。

事務局：現在、府中市で実施している事業は、子どものことだけになります。東京都の発達障害支援センターでは、大人になるまで継続的に支援され、就労の相談も受けます。そこまでやるには、府中市だけではできません。

委員：東京都に各市区町村を支援する力は無いと思います。継続的支援というのは、各自自治体の各担当者が、保育園から小学校にあがる時、小学校から中学校にあがる時などに、きちんと引き継いで、どのような支援を行うか各担当者、教員で話し合わないといけないと思います。

会長：推進体制では書いていますが、第4部第3章でも発達障害など認定を受けていない方について、書きたいと思います。そして、発達障害などの方にも、社会資源の活用や、広域的な事業展開を取組んでほしいと思います。

委員：教育についてですが、養護学校の高等部は、知的障害のある方が通うことになっているので、手帳か医者診断がないと入学できません。現在は、アスペルガー症候群の方などが通うところがなくて、引きこもりなどになり、問題になっています。ですので、42ページの「基本視点」の「(2)『すべての障害のある人』が一人も欠けることのない計画づくり」に、可能でしたら、発達障害などのことについて、書いてほしいと思います。また、これだけの文言の計画が出来たので、言葉だけにならないように推進してください。

会長：教育の面からも書きます。

委員：小学校や中学校では、障害者のクラスをどのように呼んでいるのですか。

委員：心障学級や特別支援学級と言っています。

委員：愛のクラスに変えたほうが良いと思います。

事務局：書類上では心障学級や特別支援学級となっていますが、名称は各学校が決めています。実際の現場では「ふたば学級」、「仲良し学級」と呼ばれています。

委員：手帳を持っていない方への配慮をしたということが、見込量に反映されているのですか。現在は受給者証がなければ、受けられないサービスが多いので、受給者証の範疇を拡大解釈するということで良いのですか。

会長：方向については言っていますが、受給者証については明言していません。

委員：それでは、第6部でも書いていただき、障害者計画に投げかけるべきだと思います。

会長：見込量は三障害に限った数字です。手帳を持っていない人へのサービスについては、今後、市が判断することになります。

- 委員：調査意識がないと、手帳を持っていない人の人数なども分からないと思います。まず、窓口に来て、相談が出来る環境が重要です。
- 会長：これまでも府中市では、全員ではないですが、手帳を持っていない人にもサービスを提供しています。しかし、今後、手帳をもっていない方から多くサービスの要請があると思います。それを受けて市が対応することになると思います。手帳を持っていない人の目標値も考える、ということを書くことを検討します。
- 委員：「府中の障害をひらく会」で話し合って、資料3にある意見を提出しました。障害者計画に向けての課題を中心に書きました。障害者計画の検討の際には、当事者が参加することが重要です。また、就労支援については、府中市はもっと努力すべきです。市内には多くの企業があるので、連携をし、グループ就労ができる場をつくっていく必要があります。今のままの体制では厳しく、専門的な人材がもっと必要です。また、東京都は高次脳機能障害、発達障害への対応について、市区町村を事業主体に考えています。市区町村が事業を実施し、ノウハウを蓄積し、それぞれの地域で発信し、ネットワークを構築することが考えの前提にあるようです。
- 会長：第5部「推進体制」の「2 当事者、家族、支援者のネットワークの展開」では、「障害種別ごとに活動している、すべての障害者団体が協調、連携できるように、積極的に支援します」と書かれています。これは、とても重要なことです。
- 委員：府中市には精神障害のある方の当事者団体として、「白梅メンバー会」があり、すべての障害者団体と連携したいと思っています。
- 委員：この制度が永続的なものになるためには、サービスの量的確保を当事者自身が考えることが重要です。
- 会長：その趣旨を「はじめに」で書きたいと思います。
- 委員：前回の協議会で、丸山会長から障害者関係団体がまとまると良いという話がありました。今回の策定にあたっては、作業所連絡会が市に、当事者の方の協議会への参加をお願いしました。しかし、作業所連絡会は支援者団体なので限界があり、当事者自身が動かなければ意味がありません。市にも当事者が参加すべきであるという視点を持っていただきたいと思います。また、障害者計画はすべての市民が納得できるものにしなければいけないので、作業所連絡会、「障害者をひらく会」を拡大して、多くの障害者関係団体の方が参加できるようにしたいと思います。
- 会長：協議会の総意として、当事者の方が計画のための協議会や作業部会に参加できるように市にお願いします。また、当事者の方々がまとまってほしいということも書きます。第5部「推進体制」には、「(2) 地域自立支援協議会の設置・運営」と「(4) 障害福祉計画の推進機関の設置」が書かれており、障害者計画にも推進機関の設置が必要になると思います。計画の進行、管理をする機関は1つで良いと思います。
- 事務局：地域自立支援協議会に計画の進行・管理の機能を持たせるのは可能であり、1つで良いと思います。
- 会長：それでは、1つにして、そこに当事者が参加できるようにしてほしいということ

書きます。第6部「障害者計画に向けた課題」では、項目が箇条書きになっていますが、1は「一般施策への移行」というのは、市のすべての部門で障害をもった市民へ配慮しているかどうか点検し、その上で、一般施策でできるものは、そこで実施してほしいということです。2は「市内の環境の総点検の実施・バリアフリー化年次計画の策定」です。3は「雇用施策にかかる市独自の推進策の実施」であり、企業との協力も含めて市独自の推進策をしてほしいということを書いていきます。5は「障害者計画策定・推進体制の整備」であり、計画策定のための協議会や計画の進行・管理をする機関に当事者が参加できるようにしてほしいということを書きます。6は「早期発見・早期療育システムの構築」となっていますが、書き方について、何かご意見がありますか。

委員：早期療育は、将来、社会参加するための第一歩となります。障害者自立支援法が地域生活を掲げていることも重要です。

会長：4は「財源確保の方策にかかる検討」であり、検討を重ねて市民にアピールしてほしいということを書きます。

委員：先ほど協議会が終わるまでに考えるといったのですが、私の意見の趣旨である地域生活に向けての支援については、多くの箇所で盛り込まれているので、計画の推進に当たってはお願いしたいと思います。

会長：本日の議論をもとに、報告書に修正を加えます。その修正に関しては、私に一任していただいてよろしいですか。

（委員、了承）

会長：事務局と検討し、市長に提出する前に皆様にお送りします。

事務局：市長への提出に参加できる方は、12月15日の15時50分までに北庁舎3階会議室前のホールにお集まりください。

会長：この計画には他市には劣らないポイントがいくつかあります。8回にわたり、ご検討ありがとうございました。

事務局：ご検討ありがとうございました。この報告書をもとに計画案を作成します。そして、12月21日から1月10日まで、パブリックコメントを実施します。計画案は市政情報公開室と中央図書館に設置するとともに、ホームページでも公開します。

以上